

4 新旧対照表

(1) 呉市税条例（第1条の規定による改正部分）

改正前	改正後
<p>第39条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号に該当する固定資産を所有する者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>第39条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号に該当する固定資産を所有する者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p>（熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第53条の6 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受</p>	<p>（熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第53条の6 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受</p>

<p>けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用 _____</p> <p>(6) (略)</p>	<p>けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p>
---	---

(2) 呉市都市計画税条例（第2条の規定による改正部分）

改正前	改正後
<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで_____, 第23項, 第24項, 第26項, 第28項又は第30項から第33項まで_____の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第2条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで, 第22項, 第23項, 第24項, 第26項, 第28項から第31項まで, 第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第2条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等</p>

であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第3条 前条の規定の適用を受ける商業地等に
係る平成27年度から平成29年度までの各年度
分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調
整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年
度分の都市計画税の課税標準となるべき価格
に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当
該年度分の固定資産税について法第349条の3
(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15
条の3までの規定の適用を受ける商業地等であ
るときは、当該額にこれらの規定に定める率
を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年
度分の都市計画税の課税標準となるべき額と
した場合における都市計画税額を超える場合
にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都
市計画税額とする。

第4条 附則第2条の規定の適用を受ける宅地
等に係る平成27年度から平成29年度までの各
年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地
等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該
年度分の都市計画税の課税標準となるべき価
格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当
該年度分の固定資産税について法第349条の3
(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15
条の3までの規定の適用を受ける宅地等であ
るときは、当該額にこれらの規定に定める率を
乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分
の都市計画税の課税標準となるべき額とした
場合における都市計画税額に満たない場合に
あつては、附則第2条の規定にかかわらず、当
該都市計画税額とする。

第5条 商業地等のうち当該商業地等の当該年
度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る
平成27年度から平成29年度までの各年度分の
都市計画税の額は、附則第2条の規定にかかわ
らず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税
に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当
該商業地等が当該年度分の固定資産税につい
て法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則
第15条から第15条の3までの規定の適用を受

であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第3条 前条の規定の適用を受ける商業地等に
係る平成27年度から平成29年度までの各年度
分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調
整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年
度分の都市計画税の課税標準となるべき価格
に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当
該年度分の固定資産税について法第349条の3
(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15
条の3までの規定の適用を受ける商業地等であ
るときは、当該額にこれらの規定に定める率
を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年
度分の都市計画税の課税標準となるべき額と
した場合における都市計画税額を超える場合
にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都
市計画税額とする。

第4条 附則第2条の規定の適用を受ける宅地
等に係る平成27年度から平成29年度までの各
年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地
等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該
年度分の都市計画税の課税標準となるべき価
格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当
該年度分の固定資産税について法第349条の3
(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15
条の3までの規定の適用を受ける宅地等であ
るときは、当該額にこれらの規定に定める率を
乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分
の都市計画税の課税標準となるべき額とした
場合における都市計画税額に満たない場合に
あつては、附則第2条の規定にかかわらず、当
該都市計画税額とする。

第5条 商業地等のうち当該商業地等の当該年
度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る
平成27年度から平成29年度までの各年度分の
都市計画税の額は、附則第2条の規定にかかわ
らず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税
に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当
該商業地等が当該年度分の固定資産税につい
て法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則
第15条から第15条の3までの規定の適用を受

<p>ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>第6条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p>	<p>ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>第6条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p>
<p>(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第8条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div>	<p>(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第8条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div>
<p>第12条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項_____、第</p>	<p>第12条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、_____第42項若しくは第45項、第</p>

15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第30項から第33項まで」とあるのは、「若しくは第30項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項_____」とあるのは、「若しくは第34項_____又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。